

島根県地域防災計画（風水害等対策編・震災編）の修正の概要

1. 目的

国の防災基本計画の修正、災害対策基本法施行令の一部改正及び令和6年能登半島地震を踏まえて、県地域防災計画の一部を修正する

2. 主な修正点

(1) 防災基本計画の修正に伴う修正

① 多様な主体と連携した被災者支援に係る次の事項の記載の追加

- ・災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県が災害中間支援組織^{※1}や災害ボランティアセンターの運営支援者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めること
- ・県は災害ケースマネジメント^{※2}などの被災者支援の仕組みの整備に努めること

※1：行政と地域の間で、NPO、ボランティア等の活動支援・活動調整などを行う組織
※2：一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

② 障がい者の情報取得等に関する施策の推進に係る記載の追加

- ・障がいの種類等に応じて防災等の情報を迅速・確実にすることができるよう体制の整備充実等必要な施策を講ずること

(2) 災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う修正

災害応急対策に従事するため使用する緊急通行車両であることの確認及び標章等の交付が、災害発生前においても可能となったことに伴う手続の変更

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

食料及び飲料水の備蓄目標数量の充実

修正前	修正後
2日分（県・市町村各0.5日、県民1日）	3日分（県1日、市町村1日、県民1日）